#### 1. 入院患者の場合

「施設等における特定個人情報の取扱いについて」(平成27年12月17日付別添事務連絡) に従って取り扱う。

(1)医療機関が代理申請を行う場合

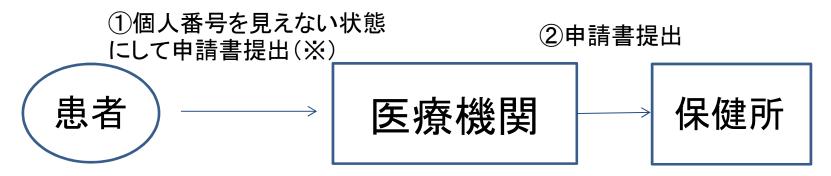


- ②代理人として申請書作成
- ※この場合個人番号事務等利用実施者による以下の事務が必要とされる。
  - ①代理権の確認
  - ②代理人の身元確認
  - ③本人の番号確認

- (2) 医療機関が申請の代行を行うなど、代理人以外の立場で手続に関与する場合
  - ア 医療機関が申請書の作成及び提出を代行する場合



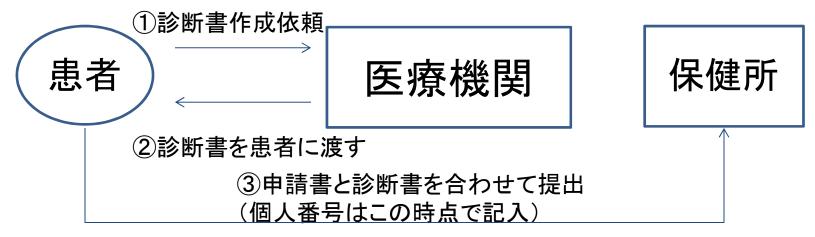
- ①個人番号以外の部分の記入をした申請書作成
- イ 医療機関が申請書の提出のみを代行する場合 (※結核患者で、診断書の提出が必要な場合は、2. の(2)又は(3)の方法をとる)



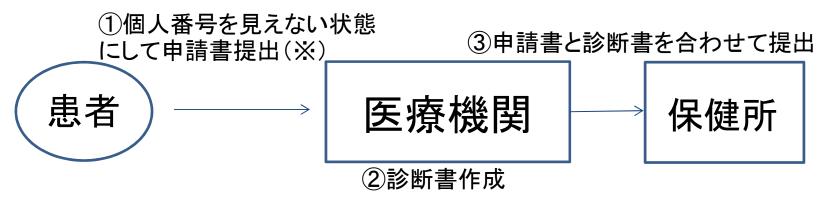
※申請書を封筒に入れる、申請書の個人番号欄にシールを貼る等

#### 2. 結核患者の場合

(1)患者が直接保健所に提出する方法



(2)別々の申請書と診断書をどちらも医療機関が保健所に提出する方法



※申請書を封筒に入れる、申請書の個人番号欄にシールを貼る等

(3)診断書と一体となった申請書を医療機関が保健所に提出する方法

